

令和6年度山形県農林水産部指定管理者審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）第3条の規定に基づき、農林水産部が所管する公の施設に係る指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に実施するため、山形県農林水産部指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

(会務)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について審査する。

- (1) 募集要項に記載する選定基準及び管理経費等の審査項目ごとの配点、募集時期及び指定期間等、選定に関する事項
- (2) 選定基準や管理経費等の審査項目ごとの配点等に係る審査及び評価に関する事項
- (3) その他指定管理者の候補者とすべき者を選定するにあたり必要な事項

(組織)

第3条 審査委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 農林水産部次長
 - (2) 農林水産部担当課長
 - (3) 公の施設を管理する総合支庁担当課長
 - (4) 総務部で選任する外部有識者
- 2 審査委員会に委員長を置き、農林水産部次長をもって充てる。
- 3 委員長は、審査委員会に関する事務を総理し、審査委員会を代表する。
- 4 委員の中に指定管理者の指定を受けようとするものの役員等関係者がいる場合は、当該委員を除斥して審査委員会を運営する。

(会議等)

第4条 審査委員会の会議は、必要の都度委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審査委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(委員の責務)

第5条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、職務上知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、県が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

(選定結果の公表等)

第6条 審査委員会の会議の公開の可否は、「審議会等の公開に関する指針（平成18年4月1日施行。以下「指針」という。）」に基づき、審査委員会が決定するものとする。

2 審査委員会に係る情報、指定管理者の候補者の選定結果及び選定理由については、指針に基づき公表する。

(調査検討及び運営要領)

第7条 農林水産部担当課長は、所管する公の施設に係る審査委員会の開催に当たっては、あらかじめ当該施設について指定管理者の指定を受けようとする団体の申請書類の内容について、選定基準に適合するか調査検討を行わなければならない。

2 農林水産部担当課長は前項の規定による調査が終了したときは、速やかに指定管理者選定内申書（別記様式）により、審査委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、農林水産部農政企画課において処理するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別記様式

指 定 管 理 者 選 定 内 申 書

応募施設名	
調査日時	
申請者名	
調査結果	選定基準に適合 する ・ しない
不適合事由	